

定住自立圏の形成に関する協定  
の一部を変更する協定書

高知市・南国市



## 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

高知市を甲とし、南国市を乙として甲乙が締結した平成22年10月6日付け定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

第3条第1号イ(ア)中「災害時要援護者」を「要配慮者」に改め、同号イ(イ) a 中「対策として」の次に「、妊娠期から出産・子育て期への切れ目のない支援を実施するため」を加え、「や子育て支援サークル」を削り、「協力」を「協働」に改め、同号ウを次のように改める。

### ウ 教育

#### 伝統文化の保存・継承

##### (ア) 取組の内容

圏域で行っている地域の伝統文化の支援を継続し、共同で広報を行う等、伝統文化に対する認識を高める取組を進める。

また、伝統文化を継承するため、担い手を育成する支援を行う。

##### (イ) 甲の役割

a 地域に残る文化を広く周知するため、民具や歴史資料等の展示並びに重要文化財及び市指定文化財施設の公開を行う等、文化財に親しむ事業の実施に努める。

b 踊りや技能等の地域に残る伝統文化を保護・保存するため、文化財指定に取り組む。

##### (ウ) 乙の役割

a 市内の芸術文化及び文化財保護団体の行う各種の行事や地域活動への支援と協力を継続して行う。

b 地域の歴史や文化財に対する興味・関心と保護・継承の意識を高めるため、講座や見学会の開催に努める。

第3条第1号カ中「南海地震対策」を「南海トラフ地震対策」に改め、同号カ(ア)中「南海地震」を「南海トラフ地震」に改め、同号カを同号キとし、同号オ中「地球温暖化対策、ごみ減量・リサイクル」を「ごみ減量・リサイクル」に改め、「、低炭素エネルギーの導入及び省エネルギー化」を削り、同号オを同号カとし、同号エ(ア)を削り、同号エ(イ)を同号エ(ア)とし、同号エ(ウ)中「1.5次産業」を「6次産業」に改め、同号エ(ウ) a

中「一次産品」を「1次産品」に改め、同号エ(ウ) b 中「一次産品」を「1次産品」に、「マッチング交流会を、乙及び事業関係者の協力を得て」を「商談会やマッチングセミナーを」に、「販路拡大」を「商品のブラッシュアップの支援を行い、販路拡大」に改め、同号エ(ウ) c 中「一次産品」を「1次産品」に、「マッチング交流会」を「商談会やマッチングセミナー」に、「販路拡大」を「商品のブラッシュアップの支援を行い、販路拡大」に改め、同号エ(ウ)を同号エ(イ)とし、同号エ(エ) b 及び c 中「中小企業に」を「中小企業で」に改め、同号エ(エ)を同号エ(ウ)に改め、同号エ(ウ)の次に次のように加える。

(エ) 就農希望者への支援

a 取組の内容

圏域で取り組むことにより、就農希望者により多くの情報と就農の場を提供し、就農希望者のより円滑な就農を支援する。

b 甲の役割

乙と連携して、相互に圏域内の情報を共有するとともに、就農希望者に対して情報を提供し、就農を支援する。

c 乙の役割

甲と連携して、相互に圏域内の情報を共有するとともに、就農希望者に対して情報を提供し、就農を支援する。

第3条第1号エ(オ) b 及び c を次のように改める。

b 甲の役割

乙と連携して、圏域内の林業振興の取組を進め、安定した木材の生産・供給体制の確立に取り組む。

c 乙の役割

甲と連携して、圏域内の林業振興の取組を進め、安定した木材の生産・供給体制の確立に取り組む。

第3条第1号エを同号オとし、同号オの前に次のように加える。

エ 観光

観光振興の推進

(ア) 取組の内容

圏域で観光振興に取り組むことにより、観光資源のブラッシュアップ、連携及び掘り起こしを図るとともに、観光情報を効果的かつ効率的に共有・発信し、圏域への観光客の誘致を推進する。

(イ) 甲の役割

- a 乙と共に、圏域の特色をいかした広域観光事業を展開することで圏域への観光客の誘致を図る。
- b 観光案内所等において、圏域内の情報を相互に収集・発信するため、観光ガイドのスキルアップを図り、圏域を訪れた観光客に好印象を与え、リピーターの増加につなげる。

(ウ) 乙の役割

- a 甲と共に、圏域の特色をいかした広域観光事業を展開することで圏域への観光客の誘致を図る。
- b 観光案内所等において、圏域内の情報を相互に収集・発信するため、観光ガイドのスキルアップを図り、圏域を訪れた観光客に好印象を与え、リピーターの増加につなげる。

第3条第2号イを次のように改める。

イ 地産地消

地産地消の推進及び地産外商による地場製品の売り込み

(ア) 取組の内容

圏域が行う地産地消、農業体験学習及び食育に係る事業等の情報を共有し、地場製品の消費拡大の連携を図る。

また、学校給食を中心に市関連施設等において、圏域で産出される食材を積極的に利用するとともに、圏域で産出される食材のPRに努め、圏域内の食に関わる事業者等との協力を図り、圏域内の食材の利用促進を図る。

(イ) 甲の役割

- a 乙と連携して、地産地消事業等の情報を共有し、地場製品の消費拡大への活用を図る。
- b 学校の給食等、市関連の公共施設や観光施設で使用する食材において、圏域内の食材の積極的な活用を推進していくとともに、圏域内の食に関わる事業者や量販店等に対して、圏域内の食材の紹介を行っていく。

(ウ) 乙の役割

- a 甲と連携して、地産地消事業等の情報を共有し、地場製品の消費拡大への活用を図る。
- b 自校炊飯による小学校の給食については、地産地消による食材の配送システ

ムの確立に努める。

第3条第2号に次のように加える。

ウ 移住・定住

移住・定住の促進

(ア) 取組の内容

圏域自治体間で移住・定住促進に係る情報共有を図り、圏域として効果的な情報の発信・提供に取り組む。

(イ) 甲の役割

圏域自治体が一体となって移住希望者に対する相談会や体験ツアーの取組を進めるとともに、各市において実施する移住・定住施策についての情報の共有化を図り、圏域内への移住・定住者の増加につなげる。

(ウ) 乙の役割

甲と共に、圏域の特色をいかした移住・定住施策の展開や情報の共有化を行うことで、圏域内への移住・定住者の増加につなげる。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成27年10月5日

甲 高知市本町五丁目1番45号

高知市

高知市長 岡崎誠也 (捺印)

乙 南国市大桶甲2301番地

南国市

南国市長 橋詰壽人 (捺印)

